次



## 滋賀県公報

 令和 7年 (2025年)

 1 0 月 1 5 日

 号 外 ( 1 1 )

 水 ・ 曜 ・ 月

毎週火・金曜 2回発行

## ○ 選挙管理委員会告示

## 選挙管理委員会告示

## 滋選委告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数ならびに地方自治法第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年10月11日現在において次のとおりである。

22,908

令和7年10月15日

滋賀県選挙管理委員会委員長 吉 田 清 一

50分の1の数

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と

40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数243,173甲賀市選挙区の3分の1の数23,491野洲市選挙区の3分の1の数13,854湖南市選挙区の3分の1の数14,134東近江市日野町愛荘町選挙区の3分の1の数40,877米原市選挙区の3分の1の数10,207

2	令和7年(2025年)	10月15日	滋	賀	県	公	報	号外(1)
1								